

2016年10月24日  
みずほ信託銀行株式会社

## 平成28年鳥取県中部地震による被災者のみなさまに対する ご対応について

このたびの平成28年鳥取県中部地震により被害にあわれたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

みずほ信託銀行株式会社（社長：中野 武夫）は、被害にあわれたお客さまの預金等の取り扱いにつきまして、下記の通り対応しますのでお知らせいたします。

### 1. 被災者のみなさまに対する預金等の取り扱いについて

預金等のお取り扱い	
対象店舗・お問合せ先	国内全支店・出張所（ 1 ）
預金通帳、証書、お届けのご印鑑等を紛失された場合	ご本人さまであることを確認のうえ、お支払いいたしますのでご相談ください。 （ご本人であることを確認出来る資料をご持参ください）
定期預金等の満期日前のお支払い等	ご相談下さい。
その他	損傷した紙幣の交換など、今回の被害にあわれたお客さまの状況に応じて、柔軟に対応させていただきます。 近隣のみずほ信託銀行の本支店までご相談ください。
ご相談受付時間	月～金曜日 9：00～17：00（祝日振替休日を除く）（ 2 ）

1 出張所（トラストラウンジ・大阪支店高松営業部）については、書類をお預りのうえ支店へのお取り次ぎ手続きとなります。（お手続き完了まで数日かかる場合があります）。

2 窓口の営業時間は原則 9：00～15：00 でございます。15：00 以降にお取引・ご相談を希望される場合は各店舗あてお問合せ願います。

## 2. 被災者のみなさまに対する貸出の取り扱いについて

貸出のお取り扱い	
本災害による被害を受けられた個人・法人のお客さまへの支援として、状況に応じお客さまの便宜を考慮した対応をさせていただきます。( 3 )	
お問合せ先	国内全支店
ご相談受付時間	月～金曜日 9：00～17：00（祝日振替休日を除く）( 2 )

2 窓口の営業時間は原則 9：00～15：00 でございます。15：00 以降にお取引・ご相談を希望される場合は各店舗までお問合せ願います。

3 当行所定の審査の結果、ご希望にそいかなる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

以 上